

第1章

誰もが生き生きと暮らせる まちづくり

第1節 健康づくりの推進



1 健康づくりの推進

基本方針

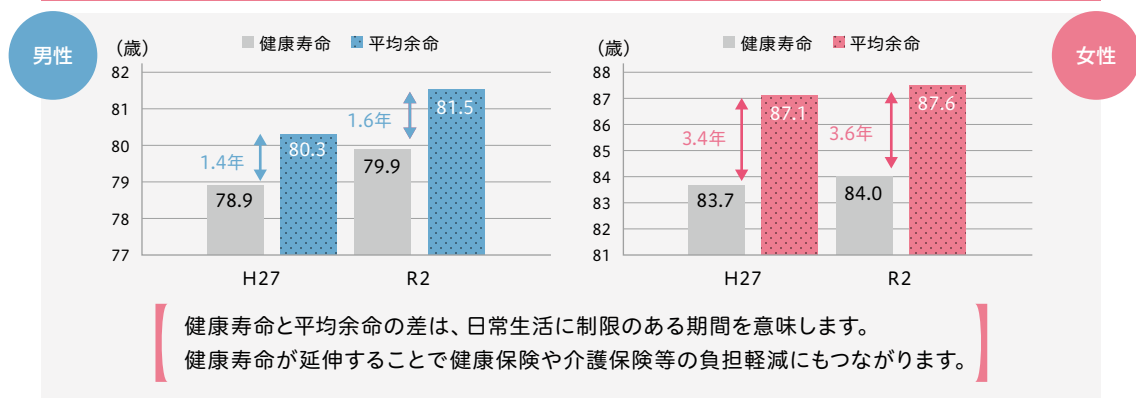
健康寿命の延伸を目指し、健康的な生活習慣の定着と、生活習慣病等の予防、高齢期における生活機能の低下など虚弱状態(フレイル^{※1})を予防する取組を進めます。

● 現状と課題

- 市民の平均余命は延びていますが、健康寿命^{※2}の伸びは少なく、結果としてサポートが必要な期間が延びています。
- 医療費及び特定健診の結果では、高血圧の割合は減少していますが、脳梗塞の割合は県平均を上回っています。高血圧対策の継続に加え、脳梗塞へと重症化させないように、個別支援などの取組強化が必要です。
- 肥満が全世代で増加しています。若い世代からの肥満が、生活習慣病の発症を早め、重症化につながります。一方、高齢者においては、虚弱状態(フレイル)の予備軍であるやせも増えています。それぞれの世代で「適正体重を維持する」ことが課題です。
- 感染症の動向が変化してきており、さまざまな感染症について正しく理解し、予防行動がとれるようにすることが必要です。特に乳幼児や高齢者は、感染症に罹患すると重症化しやすいため、重点的に取り組む必要があります。
- 後期高齢者人口が増加しており、高齢期における健康づくりが重要になっています。特に、介護が必要となる病気の予防と、虚弱状態(フレイル)の予防に取り組む必要があります。
- 自殺者数の約半数を高齢者が占め、自殺死亡率が県、国の値を上回る年もあります。相談・支援体制の強化と高齢者が元気に仕事や社会活動を続けられるような生きがいづくりが課題となっています。

● トピック

健康寿命と平均余命



(資料: 国保データベースシステム)

※1 フレイル: 加齢や疾病により、心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高くなった状態
※2 健康寿命: ここでは、国保データベースシステムによる日常生活動作が自立している期間の平均「平均自立期間」

施策の方向

① 疾病の早期発見と重症化予防の徹底

- 受けやすい健(検)診体制づくりと受診促進に取り組みます。
- 健(検)診後の個別支援により、疾病の重症化予防に取り組みます。
- 感染症対策として、予防についての普及啓発と必要な予防接種を促進します。

② 適切な食事や運動習慣による健康づくりの推進

- 全年代で肥満・やせを解消し、適正体重を維持するために、適正エネルギー量で栄養バランスの良い食事など正しい知識の普及に取り組みます。
- 運動習慣の定着を目指し、子どもから高齢者まで、スポーツや運動を楽しみながら健康づくりを実践できる体制づくりに取り組みます。

③ 高齢者の虚弱状態(フレイル)対策の推進

- 加齢による虚弱状態(フレイル)に早期に気づき、栄養・口腔機能改善、運動、社会参加によるフレイル予防に取り組めるよう普及啓発に努めます。
- 高齢者の転倒を予防し、自立した生活を維持するために、筋力・バランス力の維持向上に取り組みます。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組み、フレイル予防を推進します。

④ こころの健康づくりの推進

- 職域や地域、保健福祉医療等関係団体と連携を図り、自殺予防に早期に対応するための支援体制を強化するとともに、こころの健康づくりを推進します。また、高齢者の就労や社会参加など生きがいづくりを支援し、高齢者の自殺予防につなげます。

フレイル予防3つのポイント



● 施策指標

指 標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
健康寿命(男性)	79.9歳	80.3歳	80.7歳
健康寿命(女性)	84.0歳	84.1歳	84.3歳

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、自分や家族の健康を大切にし、健康づくりに努めます。 行政、地域、職域、関係団体は、連携して市民の健康づくりを支えます。	市民の健康づくりに関する情報提供と活動支援を行います。

第2節 安心できる医療体制の維持



1 安心できる医療体制の維持

基本方針

医師会・糸魚川総合病院と連携して、医師及び医療技術者を確保し、地域医療体制及び救急医療体制の維持を図ります。

● 現状と課題

- 人口減少に伴い、糸魚川総合病院では診療科の維持が困難になりつつあることから、大学とのつながりを強化することにより専門的に診療できる医師を確保し、地域医療体制を維持する必要があります。
- 市民に身近な診療所が減少しつつあり、かかりつけ医の確保が課題です。
- 安全安心な医療を提供するためには、医師及び看護師等の医療技術者を安定的に確保する必要があります。
- 糸魚川総合病院において、救急医療体制を確保していますが、救急医療に携わる医師の確保が課題です。
- 2次救急については、上越市等への救急搬送が増えており、市内で対応できる体制の整備と市外救急病院との連携が課題です。

● トピック

◆ 医師養成資金貸与者数

令和3年3月31日現在

平成30年度	修学中 (7名)	勤務医 (2名)	臨床研修 (1名)
令和元年度	修学中 (6名)	勤務医 (2名)	臨床研修 (2名)
令和2年度	修学中 (6名)	勤務医 (1名)	臨床研修 (1名) 専門医研修 (1名)

(資料：健康増進課)

太枠・網掛けは、医師養成資金貸与者で市内医療機関に在職

平成20年度から開始した制度で、令和2年度までに6名の医師が糸魚川総合病院で勤務しています。

◆ 人口10万人当たりの医師数の推移

(単位：人)

	H24	H26	H28	H30
市	120.6	132.9	140.1	169.3
県	182.1	188.2	191.9	197.9
国	226.5	233.6	240.1	246.7

※医師数は医療施設の従事者数
(資料：新潟県福祉保健年報。各年12月31日現在)

本市の医師数は、人口10万人当たり 169.3人と、新潟県及び国の平均を大きく下回っています。

施策の方向

①地域医療体制の確保

- 専門診療医確保対策事業により、糸魚川総合病院と大学等との連携を図り、診療科の確保に努めます。
- 大学病院との連携を強化し、糸魚川総合病院の高度医療サテライトセンターとしての診療体制を支援します。
- 広い市域をカバーするため、遠隔診療や訪問診療の充実支援に取り組みます。
- 診療所開設等支援事業により、新規の診療所開設等を支援します。

②医師及び医療技術者の確保

- 医師養成資金貸与事業による独自の医師養成や、県や糸魚川総合病院と連携して大学等への医師派遣要望活動を継続します。
- 医療技術者修学資金貸与事業、病院勤務看護師修学支援補助金などにより医療技術者の確保に努めます。
- 地元出身の医療技術者を育成するため、医療職を志すきっかけづくりとして、小学生から高校生までを対象に各年代に応じた出前講座や職場体験を実施します。
- 看護師等養成所若しくは看護師のサテライトキャンパス誘致に向けた検討を行います。

③救急医療体制の確保

- 糸魚川総合病院における救急医療に係る人員の確保や、救急専門病床を維持及び運営するための支援を行い、24時間365日の救急医療体制を維持します。
- 市外への救急搬送を円滑に行うため、市外の救急病院との連携を強化し、安心できる救急医療体制を確保します。

● 施策指標

指 標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
人口10万人あたりの医師数	169人	160人	160人
一次救急受入の確保及び救急医療体制の維持	365日	365日	365日

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、何でも相談できる「かかりつけ医」を持ち、日頃の健康管理に努めるとともに、医療機関の適正受診に努めます。	市民に健康管理の大切さを理解してもらえよう、地域医療の現状や取組内容の周知に努めるとともに、医療環境の整備に取り組みます。

第3節 高齢者への支援

1 高齢者の日常生活への支援



基本方針

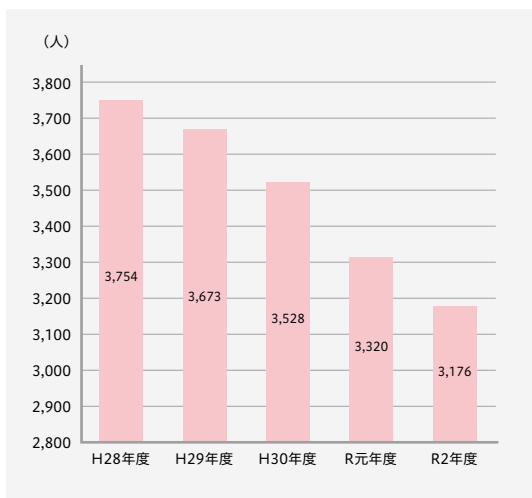
高齢者がいつまでも健康で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日々の生活を支援します。

● 現状と課題

- 本市の高齢者人口は、平成30年(2018年)以降、減少に転じていますが、総人口の減少に伴い、高齢化率は年々上昇しています。
- 高齢者の半数以上は、介護が必要になったときに家族や在宅介護サービスを受けながら自宅に住みたいと希望しています。
- 高齢者を含む地域住民が生活支援の担い手であると捉え、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援ニーズに応えることで、新たな社会的役割を担う取組が必要です。
- 高齢期は、加齢や疾病などの影響により、心身の活力(筋力や認知機能など)を含む生活機能が低下し、要介護状態になりやすいことから、早期に虚弱状態(フレイル)予防に取り組むことが介護予防につながります。
- 老人クラブの加入率及びシルバー人材センターの会員数が年々減少しているため、各団体とともに会員を増やす働きかけが必要です。
- 人口減少の影響により、特に中山間地域において、交通や買い物等といった高齢者の日常生活の維持が困難となってきています。地域住民が互いに支え合う仕組みづくりが必要です。

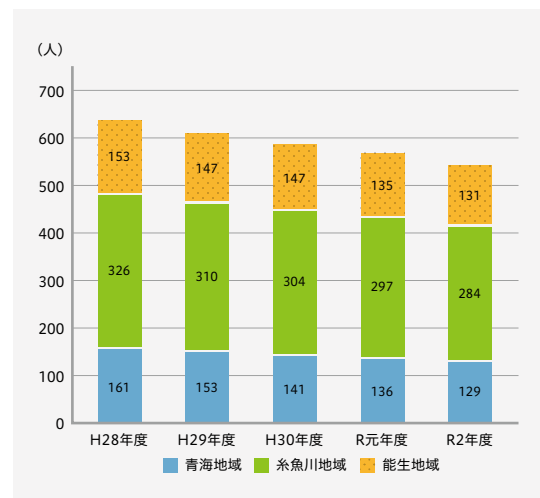
● トピック

老人クラブ会員数推移



(資料：糸魚川市社会福祉協議会)

シルバー人材センター会員数推移



(資料：糸魚川市シルバー人材センター)

老人クラブ、シルバー人材センターとも会員数が年々減少しています。

施策の方向

①地域支え合いの推進

- 高齢者が生涯にわたり住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、地域における支え合い体制の維持・強化の取組を推進するとともに、高齢者の日常生活を支援するサービスの充実を図ります。
- 高齢者の相談対応等生活支援業務を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、中核的機関(基幹型包括支援センター)を設置し、各センターの支援や関係機関との連携・調整を行い、高齢者が抱える課題解決に向けて協働で取り組みます。

②高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進

- 健やかな高齢期を送るため、市民自ら健康の保持・増進に取り組む意識の醸成を図ります。
- 高齢者が社会の一員として、いつまでも地域で活躍し続けられるよう、健康づくりや生きがいづくりを支援し、「生涯現役社会」の実現を目指します。
- シルバー人材センターの会員確保に向けて、会員の関心を高めるための各種研修会の開催を支援します。
- 老人クラブや高齢者のサロン・体操教室など「集いの場」の運営を支援するとともに、定期的に保健師等の専門職を派遣し、栄養過多や栄養不足、口腔機能低下に関する相談や指導など、高齢者の課題に応じ、保健事業と介護予防の取組を一体的に進めます。



高齢者サロンでの白熱の宝引き

● 施策指標

指 標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
第2層協議体 ^{※1} 運営業務委託件数	4件	13件	21件
生きがいのある高齢者の割合	57.4%	90.0%	90.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、積極的に地域づくりやボランティアなど社会活動に参加し、地域の一員としての社会的役割を認識し、自主的に行動するよう取り組みます。	市民・企業・行政等の協働を促進し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

※1 第2層協議体：地域の高齢者への支援や支え合い活動のため協議する地域組織

第3節 高齢者への支援

2 高齢者福祉の充実



基本方針

介護が必要になっても、高齢者の尊厳が保たれ、自らの能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者福祉の充実を図ります。

● 現状と課題

- 令和7年(2025年)には、全人口に占める割合が高い団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となるため、令和22年(2040年)頃までは要介護等認定者数は、やや増加もしくは横ばいの状況が続きます。
- 高齢者の半数以上は、介護が必要になったときに家族や在宅介護サービスを受けながら自宅に住みたいと希望しており、介護保険制度の安定的な運営と介護者の負担軽減を図る必要があります。
- 高齢者単身世帯及び世帯員が高齢者のみの世帯が増加し、家族介護が困難になっています。
- 生産年齢人口の減少等により、介護人材の不足が懸念されることから、新たな人材の確保とともに離職防止や働く環境の改善などを一体的に推進する必要があります。

● トピック

◆ 要介護等認定者数の推計

(単位:人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
要介護度	要支援1	202	220	214	214	198
	要支援2	314	329	296	300	278
	要介護1	634	627	662	666	670
	要介護2	665	603	609	612	619
	要介護3	470	448	449	451	459
	要介護4	445	482	476	484	492
要介護5	369	307	355	361	365	356
総数	3,099	3,016	3,061	3,088	3,117	3,044
高齢者数	16,601	16,506	16,119	15,976	15,686	12,902
要介護等認定率 (総数/高齢者数)	18.7%	18.3%	19.0%	19.3%	19.9%	23.6%

(資料:事務報告書、第8期糸魚川市介護保険事業計画)

全人口に占める割合が高い団塊の世代が後期高齢者となる令和7年から令和22年頃まで、要介護認定者はやや増加もしくは横ばいで推移すると見込まれています。

一方で、高齢者数は減少していくため、要介護等認定率は上昇していきます。

施策の方向

①在宅介護サービスの充実

- 高齢者が要介護状態になっても、自らの能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士等と連携して個々の状態に応じたリハビリテーションを行うなど、適切な介護保険サービスを提供するとともに、高齢者の在宅生活や介護家族を支援するため、市が独自に取り組む在宅介護サービスの更なる充実を図ります。

②生活支援サービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスに加えて高齢者福祉サービスを提供し、その生活を支援するとともに、ニーズに合った適切なサービスとなるよう、内容の充実を図ります。

③高齢者福祉施設の整備

- 在宅介護サービスとの適切なバランスを保ちながら、常時介護が必要な高齢者が利用できる施設サービスの確保を図ります。

④介護人材の確保

- 介護従事者の確保と技術向上・定着を支援するとともに、離職防止や離職した介護職員等の潜在的人材の復職支援を推進します。
- 将来的な介護人材となり得る児童・生徒への働きかけを通じて、介護分野への理解を深めるための取組を推進します。



キャリアフェスティバルいといがわ 介護体験ブース

● 施策指標

指 標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
在宅介護サービスの満足度※1	84.4%	85.0%	85.0%
要介護3以上の認定割合	41.4%	41.0%	40.0%
介護職員が充足している事業所の割合	32.8%	40.0%	50.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、支え、支えられる関係の循環の中で、自身の心身機能の維持向上に取り組めます。	市民・地域・事業所等との協働により、ともに助けあい、支え合う体制づくりに取り組めます。

※1 在宅介護実態調査における「満足」、「やや満足」の回答割合

第4節 地域で支え合う福祉の推進

1 地域福祉の充実



基本方針

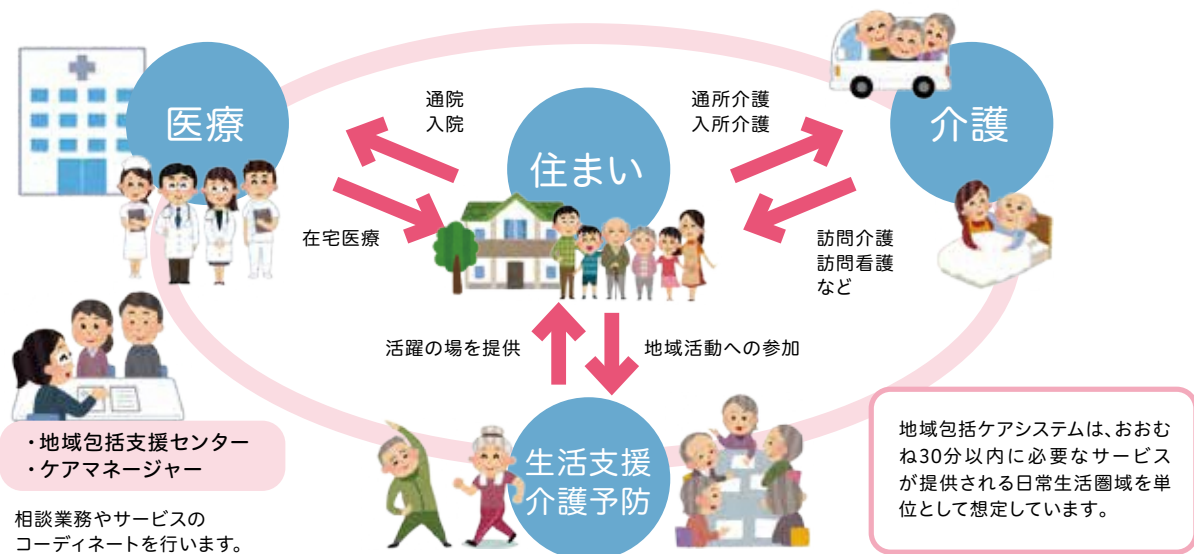
複雑化する地域課題に対し、関係機関が連携し、一体的に地域支援に取り組む体制を整備し、市民が住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら自分らしい暮らしを送れるよう、地域福祉の充実を図ります。

● 現状と課題

- 人口減少により、地域のつながりや支え合いの基盤が弱まっているため、誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつけられないことにより、課題が深刻化しており、地域のつながりや支え合いを再構築する体制づくりが必要です。
- わが国の認知症高齢者数は、高齢化とともに増加しており、令和7年(2025年)には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人に達すると見込まれています^{※1}。
- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、互いに支え合う地域づくりを実現する必要があります。
- 災害時の被災者支援など、住民が安心して暮らせる地域福祉の推進には、平常時からの社会福祉協議会や福祉団体、ボランティア等の活動が重要であり、各種団体が効率的に運営を行う仕組みが必要です。
- 生活保護に至る手前の経済的困窮状態にある人や、複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱え、社会的孤立状態にある人が増加していることから、相談体制の充実が求められています。
- 災害時に支援が必要な人の中には要配慮者名簿の登録に未同意の人がいます。このような場合は自治会や関係機関に事前に名簿提供ができないため、支援体制づくりが難しい状況です。

● トピック

地域包括ケアシステムの姿



※1 出典：厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」

施策の方向

①地域社会での相互扶助機能の充実

- 認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等により認知症の正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、高齢者見守り支援ネットワークの拡大や認知症の方の徘徊時の対応強化など、高齢者を地域で見守る体制の充実を図ります。
- 医療や介護、障害福祉などの専門職だけでなく、地域住民やボランティア、NPOなど多様な担い手も参画し、協働することにより、高齢者の日常的な生活を地域全体で支える体制を整備します。

②社会福祉協議会・福祉団体等への支援

- 社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、多様化する福祉ニーズをとらえて誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現を目指しています。社会福祉協議会をはじめ、福祉団体、ボランティア団体、地域住民が主体的に活動することを支援し、自助・互助・共助・公助が連携できる体制づくりに取り組みます。
- ボランティア活動のやりがいや楽しさを感じる取組を行い、ボランティア活動に参加する市民を増やすとともに、災害時における支援の受入れや被災者支援に向けたボランティア活動の運営体制の整備を行います。

③生活困窮者の自立支援

- 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人からの相談に対し、就労支援や家計相談支援、住居確保給付金の支給などを行い、自立生活へ向けた支援を行います。
- 現在、生活保護を受給している被保護者に対しては、安定した生活が送られるよう生活保護制度の適切な運用を図ります。また、就労可能な被保護者に対してハローワークなど関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。

④災害時の要配慮者への支援

- 要配慮者で避難行動要支援登録に未同意の方に対しては、市から登録を働きかけ、登録の同意を得た上で、自治会や自主防災組織、民生委員と情報の共有化を図り、連携を強化するとともに、要配慮者が安全に避難できるよう安否確認、避難誘導體制づくりに取り組みます。

● 施策指標

指 標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
認知症サポーター養成数(延べ人数)	4,046人	4,400人	4,800人
高齢者等見守り支援ネットワーク登録事業所	29事業所	40事業所	40事業所
生活困窮者自立支援事業支援プラン策定件数	12件	20件	25件

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
<p>市民は、地域の見守りや支え合いを通じて、地域福祉の担い手として連帯感を持って活動に取り組みます。</p> <p>事業所は、地域貢献活動としてボランティア活動や高齢者見守り支援やネットワークの参加、認知症サポーターの養成に取り組みます。</p> <p>社会福祉協議会は、地域福祉活動計画を基に、地域と連携し、地域住民が安心と癒しの生活・充実した生活ができる地域づくりを推進します。</p>	<p>市民、事業所、社会福祉協議会が行う活動の支援や調整を行います。</p>

第4節 地域で支え合う福祉の推進

2 支え合いと自立の地域生活



基本方針

障害がある人もない人も、笑顔で生活ができるよう、地域で互いに助け合うまちづくりを目指します。

● 現状と課題

- 一般相談に対応できる事業所を増やし、相談しやすい窓口の整備を行っているなか、障害の重度化に応じた専門性の高い相談支援に対応するため、更なる体制整備と相談支援専門員の確保が課題となっています。
- 障害の重度化に対応した専門性の高い支援が求められており、支援者への研修を行い、よりよい支援に結びつける必要があります。
- 障害者の高齢化に伴い、介護保険制度への移行が必要となっており、スムーズな移行につなげるため、障害、介護どちらにも対応できる相談体制の整備が必要です。
- 「親亡き後」の生活を見据え、市内法人と協力し、グループホーム及び地域生活支援拠点の整備、成年後見制度の利用支援を行うとともに、市民ニーズの把握と支援制度の充実が課題となっています。
- 障害者の就労については、本市の就業率は県平均より高い反面、福祉事業所から一般企業へのステップアップに向け、障害者雇用理解のため、企業への働きかけが必要です。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、事業者が合理的配慮を行うことが義務化されました。障害者差別解消支援地域協議会が中心となり、障害者が暮らしやすいまちとなるよう働きかけを行うとともに、子どもの頃から心のバリアフリー教育を進める必要があります。
- 障害児が利用できる事業所と相談支援専門員が不足しており、市内での体制整備が課題となっています。

● トピック

◆ 福祉サービスの利用者数

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
居宅介護	64	73	66	67	70
短期入所	70	69	65	70	68
入所支援	67	68	68	69	68
共同生活支援助 (グループホーム)	34	37	40	41	45
就労移行支援 就労継続支援	121	123	123	127	128

市内でグループホームが新たに設置されたため、共同生活援助の利用者が増えています。

就労支援サービスの利用者は年々増加しており、福祉施設から一般企業への就労移行者数も堅調に推移しています。

◆ 福祉施設から一般就労への移行者数

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
福祉施設から 一般就労への移行	3	6	6	5	6

(資料：福祉事務所)

施策の方向

①障害者の福祉サービスの充実と相談支援体制の強化

- 障害者が相談しやすい窓口の整備や障害の高度化に対応した専門性の高い相談支援窓口を設置するとともに、介護保険へのスムーズな移行にも対応できる相談窓口を設置します。
- 0歳から18歳、19歳以降も見据え、医療的ケア児コーディネーター設置を検討するとともに、総合的な相談支援体制を整備します。
- サービスを提供している法人と連携し、市内での障害福祉サービスの充実に努めます。
- より専門性が高い支援を提供するため、支援者への研修を行います。
- 各種障害福祉サービスに関する情報提供や相談、連携体制の整備による障害者やその家族への支援の充実に図ります。

②自立と社会参加への支援

- 「親亡き後」の生活を見据え、グループホームの整備や地域生活支援拠点の充実や成年後見制度法人後見の活用推進を市内法人とともに進めます。
- 障害者の自立のため、企業への一般就労への支援と共に、障害者の日常の居場所づくりに取り組みます。
- 障害者が福祉事業所で作成した物品や食品のイベント等での活用を促進し、利用者の活動量の確保とともに、市民への理解につなげます。
- 障害に対する理解や差別の解消に向け、子どもの頃から心のバリアフリー教育や市民に向けた相互理解の促進、啓発を推進します。



こころのバリアフリートーク



手話ミニ講座

● 施策指標

指 標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
グループホームの利用者数	45人	53人	58人
福祉施設から一般就労への移行者数	6人	6人	6人

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、障害に対する正しい理解を深めます。 糸魚川市地域自立支援協議会(障害者団体、社会福祉法人、労働機関、教育機関、社会福祉協議会、行政)が中心となって、障害者のニーズに応じた対応策を検討します。	障害者や家族、市民のニーズを把握し、支援を充実します。